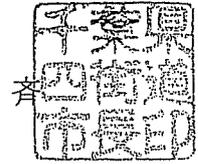


平成28年1月20日

みそら自治会

会長 青柳 象平 様

四街道市長 佐 渡



第9回対市交渉会における要望に基づく文書について (回答)

平成27年12月12日付けみそら自-27-019において回答を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

1 平成27年4月より5年以内の現ごみ処理施設稼働停止について

確認書の操業期限については履行することができず、4月1日以降も操業しなければならなくなったことは大変遺憾ですが、平成27年12月9日付け廃第84号にて回答したとおり、現ごみ処理施設は、次期ごみ処理施設の稼働に伴い停止する予定です。

現段階では最短で平成33年9月末日に稼働停止する事ができるよう最大限の努力を致しますが、外的要因等により延びる可能性も含んでいる事をご理解ください。

つきましては、今後は、確認書2(6)に基づく補償についての協議を進めさせていただきます。

2. 現ごみ処理施設の稼働停止に向けた具体的な計画について

外部委託を行うとした場合に、市民生活への影響を避けるため現行のごみ分別を維持し、リサイクルを後退させないためには、中間積替・保管施設や現ごみ処理施設の一部を新たに整備する必要があります。

しかし、可燃ごみを外部委託するのみでごみ処理施設を稼働停止させることができる自治体とは異なり、本市の現ごみ処理施設ではそれ以外の廃棄物も処理を行っているため、仮に外部委託のための施設を新たに整備する場合、その一部は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている一般廃棄物処理施設に該当することから、生活環境影響調査及び都市計画決定が必要となり、多大な時間と費用を要することとなります。

従って、5年以内に新施設の稼働ができない場合の外部委託の具体的な計画については策定しておりません。

3 次期ごみ処理施設建設に伴う循環型社会形成推進交付金の活用及び現ごみ処理施設の維持管理費について

循環型社会形成推進交付金については、ごみ処理施設整備基本設計・PFI等導入手続、生活環境影響調査、新施設長寿命化計画、用地造成計画・設計、造成工事及び建設工事にかかる経費に充てる予定です。現段階では施設の概要や規模等が決定していないため、交付見込額を示す事はできません。

また、現ごみ処理施設の維持管理費については、保守点検の内容を精査したうえで次年度の修繕箇所を決定するため、維持管理費の見込みを示すことはできません。

なお、ごみ処理施設整備基本構想及びごみ処理施設整備基本計画については、交付金を活用せずに策定する予定です。また、着工までは、一般廃棄物処理基本計画で示されたごみ量や分別等を踏まえて、ごみ処理施設整備基本構想とごみ処理施設整備基本計画で次期ごみ処理施設の概要を決定し、施設整備基本設計・

PFI等導入手続を行うという手順を踏む必要があります。これと並行して生活環境影響調査とそれに続く都市計画決定を行う必要があります。仮に交付金を活用しないとしても、これ以上次期ごみ処理施設整備にかかる期間を短縮する事はできません。